

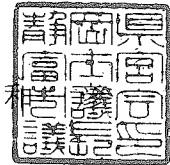


富士宮市議会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定により、
「市が進めている（仮称）郷土史博物館事業を今、実施することの賛否
を問う住民投票条例制定について」の直接請求に係る請求代表者に下記
のとおり意見を述べる機会を与えるものとし、地方自治法施行令（昭和
22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により告示する。

令和7年6月18日

富士宮市議会議長 佐 野



記

- 1 意見を述べる日時 令和7年6月20日（金） 午前9時
- 2 意見を述べる場所 富士宮市議会議場
- 3 意見を述べる条例制定請求代表者の人数 3人以内
- 4 意見を述べる時間 全体で30分以内